

令和6年度 住宅市場整備推進事業

住宅建築技術国際展開支援事業（うち事業環境整備に関する事業） を行う事業者の募集についての公示

令和6年2月1日
国土交通省住宅局長 石坂 聰

令和6年度住宅市場整備推進事業のうち住宅建築技術国際展開支援事業を行う補助事業者の募集について公示する。

※本公示は、令和6年度予算によるものであり、令和6年度予算成立を事業実施の前提とする。また、予算等の成立状況によっては、採択の遅れ等が発生する可能性についても、あらかじめ留意すること。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅建築技術国際展開支援事業（うち事業環境整備に関する事業）

(2) 事業目的

我が国の優れた住宅建築制度・基準、産業、技術を新興国等において展開・普及することにより、対象国の住宅建築水準の向上を図るとともに、我が国の住宅建築産業の継続的成長に繋げることが求められている。

このため、新興国等への事業展開に関するフィージビリティスタディ等を行う者への支援を通じ、我が国事業者の海外展開に広く資する事業環境の整備を推進することを目的とする。

(3) 事業内容

次の①～⑤の事業区分ごとに補助金交付候補者を選定するため、提案者は事業区分ごとに提案書を作成するものとする。①～⑤の採択者数の合計については10者程度を想定している。

なお、相手国からの要請を前提とするため、事前に当方に確認すること。

- ① 新興国等へ我が国の住宅建築産業を総合的に展開するための事業環境整備に関する以下の対象事業
- ② 新興国等へ我が国の建築物の耐震性能向上等に係る技術を展開するための事業環境整備に関する以下の対象事業
- ③ 新興国等へ我が国の住宅建築産業における省エネルギー技術を展開するための事業環境整備に関する以下の対象事業
- ④ 新興国等へ住宅地開発等に係る事業を展開するための事業環境整備に関する以下の対象事業

る以下の対象事業

⑤ 新興国等へ住宅金融制度等を普及するための事業環境整備に関する以下の対象事業

補助金の交付対象は、次の(i)、(ii)の事業とする。

(i) 対象国への事業展開に関するフィージビリティスタディ（事業化調査）等

※ 調査対象は次のa及びbとし、調査結果を我が国の住宅建築分野の企業等に広く共有すること。

a. 土地・建築制度（権利関係、住宅金融、住宅供給・管理・増改築、住宅地開発等）、法規制、許認可、資格制度（設計者・監理者等）、ガイドライン、条例等の運用状況

b. 我が国企業が対象国で事業を展開するに当たっての課題抽出・課題解決にあたっての方策の提言

(ii) 対象国政府職員等を対象とする技術見学会、制度研修会、セミナー、ワークショップ等の企画・開催

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下を予定している。

令和6年5月～令和7年2月28日

2. 公募期間

令和6年2月1日(木)～令和6年3月29日(金)18:00(必着)

3. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

・本事業による調査結果等の成果を我が国の住宅建築分野の企業等に広く共有すること。

・その他事業を実施するうえでの公平性及び中立性を確保していること。

(2) 守秘性に関する要件

・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することができないよう的確な秘密保持体制を有していること。

(3) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

・補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制を有していること。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

4. 補助金の額

定額とする。なお、1.(3)①～⑤それぞれの補助額は500～2,500万円程度を想定しており、提案事業の内容や他の事業者からの提案状況を踏まえて、採択上限額を決定するものとする。

※補助金の額に占める給料及び職員手当の合計額の割合は、原則として30%以内とする。また、事業の一部を第三者に委託する場合は、補助金の額に占める委託費の割合は、原則として50%未満とする。なお、不可抗力による渡航制限など、当方が認めた場合はこの限りではない。

5. 提案の手続き等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

令和6年2月1日(木)～令和6年3月28日(木)18:00

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め下記(ニ)の担当まで事前連絡を行うこと。原則、電子メールにより交付する。

(ハ) 提案書の提出期限

令和6年3月29日(金)18:00まで(必着)

(ニ) 提案書の提出先

国土交通省住宅局総務課 国際室 望月、齋藤

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話 03-5253-8111(内線39-174、39-176)

電子メール mochizuki-k23u@mlit.go.jp saito-h2gp@mlit.go.jp

(ホ) 提案書の提出方法

原則、電子メールとし、上記(ハ)の期限までに電子ファイルを提出し、着信を確認すること。

持参又は郵送の場合は、上記(ハ)の期限までに1部を提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎2004～2015」 「Microsoft Word2003～2016」

「Microsoft Excel2003～2016」 「Adobe Acrobat Reader 4.0～11」の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

(2) 担当部局

国土交通省住宅局総務課 国際室

電話 03-5253-8111(代)(内線39-174、39-176) 望月、齋藤

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(原則、電子メール)により、上記担当あてに行うこと。(来訪等による問い合わせには対応しない。)

6. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、事業がより的確かつ効果的に実施されると判断された者を予算の範囲内で採択する。この際、必要に応じて、ヒアリング等を実施することができるものとする。

なお、1. (3) ③については、採択時に加点を配慮する。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口　5. (2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 企画提案書に沿った業務が困難になると見込まれる場合には、可能な限り早い段階で当方と協議を行うこと。
- (8) 対象国をミャンマー、ロシア又はベラルーシとする場合は、当該国情勢等を踏まえて判断を行う必要があるため、事前に当方に確認すること。
- (9) 過年度の補助事業の一部（セミナー、ワークショップ等）は、以下に示す国土交通省のホームページで紹介している。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house Tk_000056.html

- (10) 詳細は説明書による。